

# 介護サービス情報の公表制度の概要について

○ 概要

介護保険法では、介護サービス事業者は県に対する介護サービス情報の報告義務があり、また、県は当該情報の内容の公表義務があることが規定されている。本制度の公表事務は、同法 115 条の 42 により「県が指定情報公表センターを指定し行わせることができる」ことから、山形県では 1 法人を指定し当該事務を行わせながら、当該制度を運用している。

## 介護サービス事業所・施設

### 公表対象の介護サービス

H29：全体 42 サービスのうち訪問介護、通所介護、特別養護老人ホーム等の 38 サービスが対象

### 公表する情報

- 基本情報：名称、所在地、利用料金、職員体制等
- 運営情報：サービスの内容、事業所の運営状況等  
(例：相談・苦情に対応する仕組みの有無、身体拘束の廃止に向けた取組の有無等)

### 公表対象の事業所

前年度の介護報酬の額が 100 万円を超える事業所

※ 同一所在地で行う複数サービス（特別養護老人ホームと短期入所生活介護など 20 パターン）を 1 つの事業所として取り扱う。



情報の報告

公表に対する  
手数料の納付  
(5,500円)

**山形県指定機関**

指定情報公表センター（特定非営利活動法人エール・フォーユー）

報告された情報を専用のシステムで報告・掲載  
・ 県に代わって情報公表手数料を徴収

公表

専用のシステム(国が一元管理しているサーバを活用)で公表

## 利用者

### 閲覧・検索

- ◆利用者による適切な介護サービス事業所の選択
- ◆介護サービス事業所の質の向上



市町村毎、サービス種類毎の検索も可能

指定

手数料の納付

委託料の支払

山形県